

入札傍聴人心得

(傍聴できない者)

第1 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 危険物、張り紙、ビラ、プラカード、旗、啓発幕、はち巻き等を着用又は持っている者
- (2) 楽器、拡声器、ラジオ、ファックス、無線機、写真機、撮影機、パソコン等を携帯している者。ただし、通信、録音、録画、撮影、又は入力等を行うことにつき、あらかじめ市長の許可を得た者を除く。
- (3) 酒気帯び等により精神が不安定な状態であると入札執行者が判断した者
- (4) その他入札会を妨害するおそれがあると入札執行者が判断した者

(傍聴人の遵守すべき事項)

第2 傍聴人は、入札会場にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入札参加者及び入札会場の外にいる者と接触（会話又は合図等）をしないこと。
- (2) 入札の執行、経過、結果についての言動をしないこと。
- (3) 談話等騒ぎ立てないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 報道関係者については、「報道関係者の入札会取材上の注意事項について」を守ること。
- (6) その他入札会の秩序を乱し、又は入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第3 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第4 傍聴人が、岡山市入札会傍聴に関する要綱に違反したときは、退場させるものとする。

2 退場させられた者は、当該入札会における傍聴はできないものとする。